

太宰府の文華と公文書館だより 149

太宰府天満宮の造営と

おうち
大内氏(続)

ページID・・7241

本紙5月号に続き、戦国時代の太宰府天満宮の社殿造営について取り上げます。前回は文亀2(1502)年頃に造営が行われていたことをご紹介しますが、その後も史料が点々と確認できます。

その中でも享禄3(1530)年の事例は、造営の様子自体は何も記載がないものの、興味深い内容なのでご紹介したいと思います。この時、天満宮は造営の費用をどうやって捻出するか、前年から大内氏に訴えていました。これに対し大内義隆が下した判断は、天満宮が過去に売却した領地から、今年と翌4(1531)年の分の年貢を徴収して、これを費用に充てよというものでした。

すでに人に売った土地から年貢を取れというのは、意味が分からないとお思いでしょうが、これは一種の徳政令と考えられます。徳政令とは他人に売り渡した土地を無償で取り返す、あるいは借金をなかったことにする、という中世特有の法令です。徳政という語は、本来は徳のあ

る政治という意味ですが、室町・戦国時代になると借金の棒引きを指すようになっていました。

ただ、ここで義隆が出した指令は、売却済みの領地自体を取り返してよいというのではなく、年貢を二年分に限って収納せよという限定された内容でした。具体的には天満宮側が提出した売却地のリストを大内氏が確認し、その上で大内氏から使者が派遣され、使者と共に天満宮が現地で年貢を催促して徴収する、という手順が示されています。

これまでの研究によると、大内氏は基本的に徳政を禁止していたけれども、家臣や寺社などを経済的に救済・保護する目的に限って徳政を実施していたと指摘されています。実際に、以前に天満宮から徳政を求められても許可しなかった例もあり、大内氏による徳政の施行は非常に限定的なものだったと言えます。ここでは造営の際に徳政を許可している中で、多額の費用がかかる寺社の造営においては、金銭を用立てるため徳政を行わざるを得なかったのでしょう。天満宮・大内氏ともに苦しい懷事情がうかがえます。